平成２２年（フ）第１４２５号
京都市南区東九条南山王町51番地
債務者　河本設備こと河本こと　河　　相一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４６号
京都市伏見区石田森西１番地　いわたの森市営住宅６―304
債務者　岡田　武信
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２５号
京都市南区吉祥院御池町26　クオーレ西大路308号、住民票上の住所京都府向日市寺戸町向畑53番地の18
債務者　中谷　圭輔
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５６号
京都市南区東九条南山王町１番地１　ペルル京都南高倉通108号
債務者　森岡　寿代
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
福岡県久留米市小森野２丁目10番12号　サンハイツ小森野Ａ棟11号
債務者　金　　住枝（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６４２号
鹿児島県鹿児島市南林寺町21番34号
債務者　野添　博美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目16番12号
債務者　山口　拓郎
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
千葉県柏市柏６丁目５番30号　さつき荘203号
債務者　星之内一義
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６８号
千葉県我孫子市湖北台２丁目20番２号102号
債務者　木村　光子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９号
徳島県那賀郡那賀町中山字小延16番地１
債務者　北岡　金人（旧姓西堀）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第６０号
徳島県海部郡美波町山河内字なか98番地２
債務者　西谷　武士
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１４０号
香川県坂出市久米町１丁目26番20号
債務者　福本　千尋
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４３号
香川県坂出市大屋冨町1964番地５
債務者　森　真規子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７５６号
千葉県柏市緑ヶ丘12番24号長沢ガーデンハイツＢ―202号
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６０号
千葉県柏市豊四季269番地19　パープルハイツ105号
債務者　秋永　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６１号
千葉県柏市西原１丁目７番66号
債務者　小又　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
仙台市宮城野区二の森４番28号　レジデンスＵＥＮＯ―301
債務者　栗原　雅広
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７３号
仙台市青葉区吉成３丁目１番19号
債務者　引野　智雄
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係